

認定支援機関等向けマニュアル・FAQ

平成27年2月5日改訂版

【追加・改訂箇所抜粋】

よくあるご質問(FAQ)

Q1-3【支援対象事業者】

☆平成27年2月5日改訂

支援を受けるための条件はあるのでしょうか？

A.

(1) 対象事業者

個人事業主は支援対象ですが、社会福祉法人、LLP（有限責任事業組合）、学校法人は、この制度による支援の対象外です。

また、上記記載以外にも支援対象とならない業種もありますので、個別に支援センターにお問い合わせください。

なお、平成27年2月5日の改訂において、「医療法人（「常時使用する従業員が300人以下」に限る）」は、当該制度の支援対象となりました。

改訂！

【参考】～ 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に関する手引き～
本事業の対象となる事業者は、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者とする。

(2) 金融支援の有無

利用申請の段階で、貸付条件を変更しているかどうかは関係ありません。金融機関からの金融支援（Q3-2参照）を受けようとする、あるいは現在、金融支援を受けている事業者が引き続き金融支援を受けようとする場合に対象となります。

したがって、金融支援を必要としない先は対象となりません。

【参考】（改訂前）Q1-3【支援対象事業者】
支援を受けるための条件はあるのでしょうか？

A. この制度により支援対象となる事業者は、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者で、事業再生・経営改善を図るために、認定支援機関による支援を受けて経営改善計画を策定し、債権者間調整を行った結果として、金融機関が金融支援（リスケ等）に応じることや新規融資（Q3-3参照）を受けるために経営改善計画を策定支援する事業者になります。
また、個人事業主は支援対象ですが、医療法人、社会福祉法人、LLP（有限責任事業組合）は、この制度による支援の対象外です。

よくあるご質問(FAQ)

金融機関からのご質問

Q3-1【金融機関としての利用メリット】

金融機関としてこの制度の利用のメリットはなんですか？

A. たとえば、従来、中小企業金融円滑化法に基づきリスク等の対応をしてきた事業者に対して、外部専門家を活用して経営改善計画策定支援を実施し、当該計画に基づいてその進捗状況をモニタリングすることにより、コンサルティング機能を発揮し、実践することができます。

Q3-2【金融支援の内容】

☆平成27年2月5日追加

この制度における金融支援とはなんですか？

A. 本事業における金融支援とは、条件変更等と融資行為（借換融資、新規融資）を指します。

ただし、計画において金融支援として融資行為のみを予定する場合には、支払申請の際、当該融資行為を実施する予定である金融機関から

- ・「申請者が財務上の問題を抱えている」
- ・「当該融資が、真に申請者の経営改善・事業再生に必要な範囲での融資である」

旨の金融支援に係る確認書面（次ページ例参照）の提出が求められます。

《金融支援の一例》

金融支援の内容		具体的な手法等の例
条件変更等		金利の減免、利息の支払猶予、元金の支払猶予、DDS、債権放棄
融資行為	借換融資	同額借換（事実上の借入期間の延長を含む）、債務の一本化
	新規融資	新規での貸付実行

追加！

【参考】実際に以下のような金融支援を受ける場合に当該事業が利用されています。

- ①A運送会社は、請負額の低迷に伴う売上減少と、単価の引き下げ、請負燃料費高騰や非効率な配送等により利幅が低下しており、現状の業績では、既存の借入金（運転資金）の返済が厳しく、既存の借入金の返済期日到来時に金融支援（同額借換）が必要であった。
- ②B塗装工事会社は、過去に塗装機械等の設備投資に伴う多額の融資を受けたため、借入金の返済額が過多となっており、資金繰りが厳しく、現状の返済条件の見直しや新規借入等の金融支援が必要であった。
- ③C料亭は、現状は黒字であるものの、店舗が老朽化しており、修繕費の負担が重く、業況が厳しく、このままでは既存の借入金の返済が滞る可能性が高いため、設備投資（更新投資）を行い、売上・利益の増加を図る必要があった。
- ④D学習塾は、創業間もなく、生徒の定員数を充足しきれないために十分な利益を計上できず、既存の借入金の返済も遅延しがちであるため、既存の借入金とは別に、運転資金の確保（新規融資）が必要であった。

よくあるご質問(FAQ)

その他のご質問

Q4-1 【本制度の申請期限】
この制度の申請期限はあるのでしょうか？

☆平成26年2月5日改訂

改訂！

A. 本事業の申請期限については、撤廃されました。なお、これまでどおり経営改善計画策定支援に係る費用、計画策定後3年間の定期的な計画進捗状況の確認・金融機関等への報告の実施の費用についても、本事業における費用負担の対象となります。

【参考】（改訂前）Q4-1 【本制度の申請期限】
この制度の申請期限はあるのでしょうか？

A. 本事業の利用申請受付期間は、平成26年度末までとなります。平成26年度末まで利用申請を受けた案件については、経営改善計画策定支援に係る費用、計画策定後3年間の定期的な計画進捗状況の確認・金融機関等への報告の実施の費用についても、本事業における費用負担の対象となります。

Q4-2 【利用申請の窓口】
この制度を利用したい場合どこに相談すればよいのでしょうか？

A. 各地の経営改善支援センターの相談・申請窓口にご相談ください。
また、経営改善支援センターに加え、（独）中小企業基盤整備機構の9地域本部（北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都港区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市、福岡県福岡市）に窓口を新たに設置しました。
連絡先は最終項の「全国の経営改善支援センター等一覧」をご覧ください。

留意事項

【同意書の取扱いに係る留意事項について】 ☆平成27年2月5日説明追加
本事業においては、計画についての同意書の取得対象となる金融機関は“計画の実行に必要な範囲内”としています。同意書は原則として、全ての金融機関から取得することが必要ですが、以下に記載する要件・手続きの下、同意書に代えて「同意確認書」にて金融機関の同意意思の確認ができました。

○要件

金融支援の内容が、リスケジュールや融資行為（借換融資・新規融資）である場合には、同意書に代わり、「同意確認書（A又はB）」（次ページ例参照）によって金融機関の同意意思について確認することができるものとします。

なお、金融支援の内容が、債権放棄、DDS等を伴う場合には、経営改善計画の実行に必要な全ての金融機関から同意書の取得が必要です。

説明補足！

○手続き

(1) バンクミーティング等で同意意思を確認する場合
以下の3つの場合においては、同意書に代わり、金融機関の意思確認を「同意確認書A」で行うことができます。

① バンクミーティング

⇒ 「同意確認書A（申請者及び認定支援機関の署名）」

② 経営サポート会議

⇒ 「同意確認書A（申請者及び認定支援機関の署名）」

③ 中小企業再生支援協議会

⇒ 「同意確認書A（中小企業再生支援協議会の署名）」

説明補足！

(2) 持ち回り等で同意意思を確認する場合
金融支援を予定していない一部の金融機関については、同意書に代わり、当該金融機関の意思確認を「同意確認書B」で行うことができます。

① 条件変更等の金融支援を予定している金融機関

⇒ 「同意書」（従来と変更ありません）

② 金融支援を予定しない金融機関

⇒ 「同意確認書B（申請者及び認定支援機関の署名）」

なお、一括弁済等を行っても経営改善計画の遂行に支障を来たさない金融機関で、他の全ての金融機関が当該金融機関を除外することを承諾している場合は、当該金融機関からの同意書、同意確認書（A又はB）の取得は不要です。

詳細は「経営改善計画策定支援事業にかかる留意事項（同意書の取扱い）」を参照願います。

【同意意思の確認手続きのまとめ】

項目	同意意思の確認手続き
原則的なケース	経営改善計画の実行に必要な全ての金融機関から同意書の取得が必要です。
同意書に代わって同意意思を確認するケース	金融支援の内容が、 <u>リスケジュールや融資行為（借換融資・新規融資）</u> である場合には、(1)①②③(2)②に記載する手続きにおいては、同意書に代わり、金融機関の意思確認を同意確認書(A又はB)で行うことができます。 なお、金融支援の内容が、 <u>債権放棄、DDS等を伴う</u> 場合には、原則のとおり、全ての金融機関から同意書を取得することが必要です。

留意事項

<バンクミーティング等での同意意思の確認の例>

平成〇年〇月〇日

同意確認書A

経営改善計画の成立について

対象債権者各位

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づく認定経営革新等支援機関の支援により策定された「●●株式会社 経営改善計画(平成●年●月●日付)」について、平成〇年〇月〇日に開催された下記の対象債権者出席の債権者会議において、対象債権者全ての同意確認をもって、正式に成立したことをご報告します。

記

【出席対象債権者】

株式会社A銀行

株式会社B銀行

C信用金庫

D県信用保証協会

申請者名(〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 押印)

認定支援機関名(〇〇税理士法人)

氏名(〇〇 〇〇 押印)

<持ち回り等での同意意思の確認の例>

平成〇年〇月〇日

同意確認書B

経営改善計画の成立について

- 商工会議所
- 経営改善支援センター

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づく認定経営革新等支援機関の支援により策定された「〇〇株式会社 経営改善計画(平成〇年〇月〇日付)」について、下記対象債権者について同意確認したことをご報告します。

記

1.確認日時
平成〇年〇月〇日〇時頃

2.確認先
●●銀行●●支店●●課 ●● ●●

3.確認方法
面談 面談場所等
電話

4.面談内容(経営改善計画についての賛否)
賛成
反対はしない

5.確認内容等(面談記録、メモ等)

.....

申請者名(〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 押印)

認定支援機関名(〇〇税理士法人)

氏名(〇〇 〇〇 押印)

支払申請手続においては、バンクミーティング等での同意意思の確認を行う場合、同意確認書Aの「複写」を支払申請書に添付します。また持ち回り等で同意意思の確認を行う場合、同意確認書Bの「原本」を支払申請書に添付します。

説明追加!

【注意事項】

- いずれの場合においても、申請者及び認定支援機関はその責任において、全ての金融機関等宛てに「同意確認書(写し)」を配布し、金融機関等はそれを確認・受領するものとします。
- 申請者及び認定支援機関は、全ての金融機関等に対し、「同意確認書」にて同意意思の確認をすることについて事前の了解を得ることが必要です。もし、金融機関等からの了解が得られない場合は、同意書の取得に努めてください。
なお、同意書の取得が困難な場合は、主要金融機関と協議のうえ、中小企業再生支援協議会の利用を検討してください。
(支払申請後に、あらためて同意書を取得する必要性が生じた場合は、当該業務については本事業における費用負担の対象とはなりません。)